

# 島原へ帰郷し、 就業する若者を 応援します！

より多くの学生の修学を応援するため、令和6年度の奨学生を募集します。  
奨学金には、下記2種類の制度があります。

## ふるさとにもどってこね奨学金 (返還免除型)

若者のUターン・定住促進を目的に、一定の条件を満たせば  
「返還が全額免除」される奨学金です。

- 貸付対象学校** 大学(大学院を除く)、短期大学、専修学校(専門課程)
- 貸付期間** 在学校の正規修業期間
- 貸付額** 5万円(月額)
- 募集人数** 上限3人
- 出願資格** 次の事項をすべて満たす人
  - ①本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人
  - ②大学などに在学している人(申請年度新入学した人に限る)
  - ③経済的理由により修学が困難な人
  - ④学業成績が優秀(高等学校の5段階評価の平均数値が「4.0」以上)で、品行方正な人
  - ⑤大学などを卒業後、市内に帰郷し就業する意志がある人

## 島原市奨学金 (貸付型)

- 貸付額および対象学校**
  - ・1万5,000円(月額)  
高等学校、専修学校(高等課程)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部
  - ・2万5,000円(月額)  
大学(大学院を除く)、短期大学、専修学校(専門課程)、高等専門学校
- 貸付期間** 在学校の正規修業期間
- 出願資格** 次の事項をすべて満たす人
  - ①本人または法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない人
  - ②高等学校や大学などに在学している人
  - ③経済的理由により修学が困難な人
  - ④学業成績が良好で、品行方正な人

募集期間 6月1日(土)～6月21日(金)

- 選考・決定** 提出された願書などにより奨学生審議委員会で審議し、教育委員会が決定します。
- 申込方法** 教育総務課または本庁舎1階受付に備え付けの願書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。
  - ※願書、募集要項などは市ホームページからダウンロードできます。
  - ※通信教育は対象となりません。
  - ※貸し付けは無利子です。

申込み・問合せ先 島原市教育委員会 教育総務課

